

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	砂防法 (砂防法施行条例)
根拠条項	第4条第1項 (条例第3条、第4条)
許認可等の種類	砂防指定地内での一定行為の禁止・制限
法令の定め	第4条第1項 第2条に依り国土交通大臣の指定したる土地に於ては、都道府県知事は治水上砂防の為一定の行為を禁止若はすることを得。 砂防法施行細則第3条〔添付図書〕
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審 査 基 準]

- 1 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は、竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に著しい悪影響を及ぼすものでない場合は許可するものとする。
なお、宅地、ゴルフ場等の造成など、その行為の性格からみて治水上砂防に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為については、別に定める技術的基準に適合しなければならないこと。
- 2 砂防設備の埋没等の内容を含む行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合にあっては、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該砂防設備の埋没等により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替措置が講じられる場合に許可することができるものであること。
- 3 砂防設備を占用する行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、申請者が申請に係る事業を遂行するための能力及び信用を有する者である場合に許可することができるものであること。

[運 用]

- 1 「砂防指定地に指定された理由及び現況」とは、「砂防指定地指定要綱」（平成元年9月12日建設省河川局長通達）第二をいうものであり、具体的には以下に掲げるものをいうものであること。
 - ① 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
 - ② 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
 - ③ 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれのある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び火山麓地
 - ④ 土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
 - ⑤ 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
 - ⑥ 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
 - ⑦ その他、公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域
- 2 「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいうものであること。
土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ、又、溪床や溪岸が流水により縦横浸食を起こすことにより絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は河状を常に変化させ、又、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。
このような土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調整することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされているものであること。
- 3 「技術的基準」とは、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」（昭和49年4月19日建設省河川局砂防課長通達）等を指すものであること。
また、個々の申請の内容によっては、この基準を原則としつつも、当該砂防指定地の現状を考慮して運用することが可能であること。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
根拠条項	第7条第1項
許認可等の種類	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
法令の定め	第7条第1項 急傾斜地崩壊危険区域内において、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。(以下略) 施行令第2条 [許可を要しない行為] 法施行細則第2条 [添付図書]
審査基準	当該行為の内容が、当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	地すべり防止法
根拠条項	第11条第1項
許認可等の種類	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する工事の承認
法令の定め	第11条第1項 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければしてはならない。 法第12条 [構造等の基準] 法施行細則第2条 [申請様式]
審査基準	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認は、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第12条に規定する構造等の基準に合致するものについて行う。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 20日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	地すべり防止法		
根拠条項	第 18 条第 1 項		
許認可等の種類	地すべり防止区域内の行為許可		
法令の定め	<p>第 18 条第 1 項 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>以下省略</p> <p>法第 18 条第 2 項</p> <p>法施行細則第 3 条 [添付図書]</p>		
審査基準	<p>地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域内の現状から判断して、地すべり防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものではないこと。</p> <p>なお、地すべり防止区域内において宅地造成、ゴルフ場造成、農地構造改善事業及び土砂採取等を実施する場合には、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」（昭和 49 年 4 月 19 日建設省河川局砂防課長通達）に適合しなければならない。</p>		
標準処理期間	総期間	25 日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5 日・弁	(各建設管理部出張所)
	協議機関	日・弁	()
	処分機関	20 日・弁	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	地すべり防止法
根拠条項	第42条第1項
許認可等の種類	ぼた山崩壊防止区域内の行為許可
法令の定め	第42条第1項 ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 以下省略
審査基準	ぼた山崩壊防止区域内における行為内容が当該ぼた山崩壊防止区域内の現状から判断して、ぼた山崩壊防止を著しく阻害し、又はぼた山崩壊を著しく助長するものではないこと。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 20日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第7条第1項
認可等の種類	海岸保全区域の占用の許可
法令の定め	<p>第7条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>海岸法第7条第2項 海岸法施行規則第3条 [申請書]</p> <p>海岸法施行細則第2条 [申請図書]</p> <p>海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領（平成24年3月9日建設部長、農政部長、水産林務部長通知）[審査基準] [申請図書]</p>
審査基準	別紙
標準処理期間	<p>総期間 35日・弁（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日・弁（各建設管理部出張所）</p> <p>協議機関 20日・弁（市町村）</p> <p>処分機関 10日・弁（ ）</p>
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
申請先	各建設管理部出張所（電話番号： ）
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審査基準]

- 1 公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものであること。
- 2 一定の区画の土地を排他的独占的に継続して耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も許可の対象となること。
- 3 次の状態の占有は、公共用財産たる土地の使用とは言い得ないので、原則として占有を許可しないこと。ただし、立地条件、構造、使用目的等から勘案して引き続き公共用財産としての使用として認められるものはこの限りではない。
 - (1) ホテル、旅館、料理店、飲食店、売店、住宅、事務所（海岸保全のための管理事務所を除く。）、水族館、試験場、倉庫、工場等の建物その他の施設の敷地
 - (2) 農耕、塩田等
 - (3) 水産物干場、水産物加工場、駐車場、遊戯場その他これらに類する施設
- 4 海岸保全事業の計画のある区域については、後日の計画実施に伴う監督処分によって損失補償の義務が生じないよう許可の審査の際配慮すること。
- 5 風力発電施設等、再生可能エネルギー等の施設を設置する場合の審査基準については、上記1から4のほか、「海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領」（平成24年3月9日建設部長、農政部長、水産林務部長通知）に定めるところによる。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	海岸法		
根拠条項	第8条第1項		
許認可等の種類	海岸保全区域内の行為の許可		
法令の定め	<p>第8条第1項 海岸保全区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。(以下略)</p> <p>海岸法施行令第2条 [許可を要しない行為] 海岸法施行規則第4条 [申請書] 海岸法施行細則第5、6、7条 [申請図書]</p>		
審査基準	<p>1 当該行為の内容が、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものであること。</p> <p>2 風力発電施設等、再生可能エネルギー等の施設を設置する場合の審査基準については、上記のほか、「海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領」(平成24年3月9日建設部長、農政部長、水産林務部長通知)に定めるところによる。</p>		
標準処理期間	総期間	35日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	5日・弁	(各建設管理部出張所)
	協議機関	20日・弁	(市町村)
	処分機関	10日・弁	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認
法令の定め	第13条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、海岸管理者の承認を受けなければならない。 海岸法第14条 [海岸保全施設の構造基準] 海岸法施行細則第8条 [申請図書]
審査基準	1 海岸保全事業の計画促進に適合するよう調整されており、特に既設海岸保全施設の効果を減少することのないよう留意されていること。 2 法第14条の規定に基づく構造基準に適合するよう調整されていること。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (注: 休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 15日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第37条の4
許認可等の種類	一般公共海岸区域の占用の許可
法令の定め	第37条の4 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水域を除く。）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 海岸法施行規則第3条 [申請書] 海岸法施行細則第2条 [申請図書] 海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領（平成24年3月9日建設部長、農政部長、水産林務部長通知）[審査基準] [申請図書]
審査基準	第7条（海岸保全区域の占用の許可）と同様。
標準処理期間	総期間 35日・弁（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・弁（各建設管理部出張所） 協議機関 20日・弁（市町村） 処分機関 10日・弁（
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：）
申請先	各建設管理部出張所（電話番号：）
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	海岸法		
根拠条項	第37条の5		
許認可等の種類	一般公共海岸区域内の行為の許可		
法令の定め	<p>第37条の5 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>以下略</p> <p>海岸法施行令第12条の2 [許可を要しない行為]</p> <p>海岸法施行規則第4条 [申請書]</p> <p>海岸法施行細則第5、6、7条 [申請図書]</p> <p>海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領（平成24年3月9日建設部長、農政部長、水産林務部長通知）[審査基準] [申請図書]</p>		
審査基準	第8条第1項（海岸保全区域内の行為の許可）と同様		
標準処理期間	総期間	35日・弁	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5日・弁	（各建設管理部出張所）
	協議機関	20日・弁	（市町村）
	処分機関	10日・弁	（ ）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）		
申請先	各建設管理部出張所（電話番号： ）		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	国有財産法 (北海道海域管理規則)
根拠条項	第18条第6項 (第4条)
許認可等の種類	行政財産の使用許可 (海岸保全区域内の海域) (海岸保全区域外の海域)
法令の定め	第18条第6項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。 規則第4条 [申請手続き]
審査基準	公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、公共用財産としての海域 (ここでいう海域とは海底の土地をいう) の用途又は目的を妨げない限度において許可するものであること。 以下別紙
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注: 休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審 査 基 準]

- 1 公共財産たる海域の公共的性格に十分留意の上、公共用財産としての海域の用途又は目的を妨げない限度において、次の該当する場合に限り行うことができる。
 - ① 船揚場、消波施設その他これらに類する建造工作物の敷地の用に供するとき。
 - ② 取排水管、通信ケーブル等その他これらに類する管の埋設の用に供するとき。
 - ③ 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取するとき。
 - ④ 公衆の利便に供する必要があると認められるとき、又は特に必要がありやむを得ないと認められるとき。
- 2 上記③の許可を行おうとする場合は、その内容が次に掲げる基準に適合するかどうか慎重に審査し、適当と認められるものについては、許可を行うことができる。
 - ① 使用若しくは収益の目的又は態様が当該公共用財産の目的及び用途を阻害するものでないとき。
 - ② 使用又は収益するために設置された施設は、その性質上、使用又は収益に係る期間が長期にわたるものでないこと。
 - ③ 使用又は収益する部分の数量は、その目的から考慮して必要最小限のものであること。
- 3 海域からの土砂採取は、海域の原状を改変し、海浜性動植物の根絶を招き、あるいは、隣接する海岸保全区域等に影響を及ぼす等、公共用財産としての用途又は目的を妨げる場合もあるので、このような影響の生ずるおそれのある土石採取は許可しないこと。
- 4 海岸保全区域の海域に係る使用の許可は、海岸法第8条第1項第2号の規定による許可も必要とすること。
- 5 海域とは、海水と海底からなる総合体であるが、国有財産法の管理の対象となるのは、海底の土地である。

海域は、国において直接公共の用に供する財産であって、直接に社会公共の利益のために存し、公衆が自由にこれを使用することによって、その存在価値を全うするものである。

従って、その自然の状態において公衆の自由使用に公開されるものであって、一般公衆はその範囲内においてのみ自由に使用し得られる。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第2条第1項
許認可等の種類	公有水面埋立の免許
法令の定め	第2条第1項 埋立を為さむとする者は都道府県知事の免許を受くへし、法第2条2項 [願書]、法第2条3項 [添付図書]、法第4条 [埋立免許の制限]、施行令第3条 [免許の優先順位]、施行令第7条 [分譲埋立]、施行規則第2、3条 [添付図書作成要領]、施行規則第5条 [公共施設の配置及び規模に関する技術的細目]、施行規則第6条 [埋立地の処分方法等に関する技術的細目]
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 110日・日 (注：休日は含まない。 経由機関 15日・日 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－10日) 協議機関 60日・日 (市町村) 処分機関 35日・日 ()
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審査基準]

- 1 埋立ての免許は、原則として、次に掲げるものについて行うものとする。
 - (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
 - (2) 国又は公共団体が行う埋立て
 - (3) (1) に掲げるものの外、私人が行う埋立てで、公共の利益に寄与するもの
- 2 埋立ての理由等について
埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠が確認できること。また、工業用途の埋立てであって、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模が確認できること。
- 3 埋立地の用途について
法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見聴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条の2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する趣旨を考慮して定める必要があり、具体的であること。
- 4 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について
「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。
- 5 設計の概要について
 - (1) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。
 - (2) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。
- 6 一般平面図及び海図について
 - (1) 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。
 - (2) 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。
- 7 却下について
「却下セラルベキナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。
 - (1) 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合
 - (2) 免許基準に適合していないことが明白である場合
- 8 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について
則第5条第2号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。
- 9 施行令第7条第2号の「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
 - (1) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係からみて適切かつ合理的であること。
 - (2) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって、埋立ての目的の達成が十分に確実であること。
 - イ 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮のうえ、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであ

ると認められること。

ロ 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第33条の開発許可基準を考慮のうえ、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。

ハ 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本方針等を考慮のうえ、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。

10 施行令第7条第2号の「地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。

(1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画（その策定又は承認に当たって当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。）であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿って行われることが明らかな埋立てであること。

(2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。

11 施行令第7条第2号の「工事ノ竣功後三年以内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノ」であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。

12 施行令第7条第2号ただし書きの適用を受ける埋立てに係る施行規則第3条第10号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	公有水面埋立法		
根拠条項	第 13 条の 2 第 1 項		
許認可等の種類	出願事項の変更の許可		
法令の定め	<p>第 13 条の 2 第 1 項 都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮小、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の機関の伸長を許可することを得。</p> <p>施行規則第 7 条 [申請図書]</p>		
審査基準	変更する理由が具体的に確認でき、かつ、その内容が免許処分の際の審査基準に合致していること。		
標準処理期間	総期間	45日・并	(用途変更にあつては、110日)
	経由機関	10日・并	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)
			(用途変更にあつては、15日 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－10日)
	協議機関	20日・并	(市町村)
			(用途変更にあつては、60日)
	処分機関	15日・并	(用途変更にあつては、35日)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第14条第1項
許認可等の種類	他人の土地に対する立入等に関する許可
法令の定め	第14条第1項 埋立の免許を受けたる者埋立に関する測量又は工事の為必要あるときは都道府県知事の許可を受け他人の土地に立入り又は其の土地を一時材料置場として使用することを得。
審査基準	埋立に関する測量又は工事の為必要があること。また邸内については、日の出前及び日没後は、占有者の同意を要していること。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (邸内の場合は、40日) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日) 協議機関 一日・弁 (占有者の同意を要する場合は、15日) 処分機関 15日・弁 ()
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第14条第4項
許認可等の種類	他人の土地に対する立入等に関する許可
法令の定め	第14条第4項 前3項の規定は埋立の免許を受けむとする者に関し之を準用す。
審査基準	埋立に関する測量又は工事の為必要があること。また邸内については、日の出前及び日没後は、占有者の同意を要していること。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (邸内の場合は、40日) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日) 協議機関 1日・弁 (占有者の同意を要する場合は、15日) 処分機関 15日・弁 ()
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	公有水面埋立法												
根拠条項	第 16 条第 1 項												
許認可等の種類	埋立権の譲渡の許可												
法令の定め	第 16 条第 1 項 埋立の免許を受けたる者は都道府県知事の許可を受くるに非ざれば埋立を為す権利を他人に譲渡することを得ず。												
審査基準	埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合は、埋立の目的、譲受人の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事の実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立を的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ許可をするものであること。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>25日・弁</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10日・弁</td> <td>(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>－日・弁</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日・弁</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	25日・弁	()	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)	協議機関	－日・弁	()	処分機関	15日・弁	()
総期間	25日・弁	()											
経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)											
協議機関	－日・弁	()											
処分機関	15日・弁	()											
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)												
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)												
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)												
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第22条第1項
許認可等の種類	竣功認可
法令の定め	第22条第1項 埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事竣功したるときは遅滞なく都道府県知事に竣功認可を申請すべし。 施行規則第11条 [申請図書]
審査基準	竣功認可申請の内容が免許内容と同一であり、かつ、申請内容のとおり、竣功されていること。
標準処理期間	総期間 55日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 15日・弁 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－10日) 協議機関 1日・弁 () 処分機関 40日・弁 (内、竣功検定に要する日数30日)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第23条
許認可等の種類	竣功認可告示前の埋立地使用の許可
法令の定め	第23条 埋立の免許を受けたる者は前条第2項の告示の日前に於て埋立地を使用することを得但し埋立地に埋立に関する工事に非ざる工作物を設置せむとするときは命令を以て指定する場合を除くの外都道府県知事の許可を受くべし。
審査基準	本来の用途たる建造物等のための基礎工事であって、埋立工事の内容として差し支えないこと。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日) 協議機関 日・弁 () 処分機関 15日・弁 ()
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法		
根拠条項	第27条第1項		
許認可等の種類	埋立地に関する処分の許可		
法令の定め	第27条第1項 第22条第2項 [竣功認可の告示等] の告示の日より起算し10年間は第24条第1項 [竣功認可の効果] の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般継承人当該埋立地に付所有権を移転し又は地権、質権、使用貸借に依る権利若しは賃貸借其の他の使用及び収益を目的とする権利を設定せむとするときは当該移転又は設定の当事者は命令の定る所に依り都道府県知事の許可を受くべし但し左の各号の一に該当するときは此の限に在らず。		
審査基準	<p>1 公有水面埋立法第27条第2項の規定に適合するものであること。</p> <p>2 権利の移転又は設定の相手方が埋立地を免許時に指定した、又は用途変更許可を受けた用途と異なる用途に供しようとする場合には、上記以外に、公有水面埋立法第29条第2号～第4号までの許可基準に適合するものであること。</p> <p>3 当該処分が公共性、公益性が高いと認められる必要性に基づくものについては、その点十分配慮すること。</p>		
標準処理期間	総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)
	協議機関	日・弁	()
	処分機関	15日・弁	()
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	公有水面埋立法												
根拠条項	第 29 条第 1 項												
許認可等の種類	埋立地の用途変更の許可												
法令の定め	第 29 条第 1 項 第 24 条第 1 項 [竣功認可の効果] の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般継承人は第 22 条第 2 項 [竣功認可の告示等] の告示の日より起算し 10 年以内に埋立地を第 11 条 [免許の告示] 又は第 13 条の 2 第 2 項 [埋立に関する事項の変更についての準用] の規定に依り告示したる用途と異なる用途に供せむとするときは命令の定むる所に依り都道府県知事の許可を受くべし但し公用又は公共のように供せむとするときは此の限りに在らず												
審査基準	公有水面埋立法第 29 条第 2 項の規定に適合するものであること。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>25 日・日</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10 日・日</td> <td>(各建設管理部出張所－ 5 日、 各建設管理部維持管理課－ 5 日)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15 日・日</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	25 日・日	(注：休日は含まない。)	経由機関	10 日・日	(各建設管理部出張所－ 5 日、 各建設管理部維持管理課－ 5 日)	協議機関	日・日	()	処分機関	15 日・日	()
総期間	25 日・日	(注：休日は含まない。)											
経由機関	10 日・日	(各建設管理部出張所－ 5 日、 各建設管理部維持管理課－ 5 日)											
協議機関	日・日	()											
処分機関	15 日・日	()											
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)												
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)												
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)												
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第34条第1項
許認可等の種類	失効した免許の効力復活
法令の定め	<p>第34条第1項 左に掲ぐる場合に於ては埋立の免許は其の効力を失ふ但し都道府県知事は宥恕すべき事由ありと認むるときは効力を失ひたる日より起算し3月内に限り其の効力を復活せしむることを得此の場合に於ては埋立の免許は始より其の効力を失はさりしものと看做す。</p> <p>1 免許条件に依り埋立に関する工事の実施設計認可の申請を要する場合に於て申請に対し不認可の処分ありたるとき又は免許条件に於て指定する期間内に申請を為さざるとき。</p> <p>2 第13条 [工事の着手及び竣功の時期の指定]の期間内に埋立に関する工事の着手又は工事の竣功を為さざるとき。</p>
審査基準	埋立免許を受けた者に責めがなく、又は多少の責めがあった場合でも、それを上回る、考慮すべき、やむを得ない事情がある場合に限る。
標準処理期間	<p>総期間 25日・弁 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)</p> <p>協議機関 日・弁 ()</p> <p>処分機関 15日・弁 ()</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法												
根拠条項	第35条第1項												
許認可等の種類	免許失効の場合の原状回復義務の免除												
法令の定め	第35条 埋立の免許の効力消滅したる場合に於ては免許を受けたる者は埋立に関する工事の施行区域内に於ける公有水面を現状に回復すべし但し都道府県知事は現状回復の必要なしと認むるもの又は原状回復を為すこと能はずと認むるものに付埋立の免許を受けたる者の申請あるとき又は催告を為すに拘らず其の申請なきときは現状回復の義務を免除することを得。												
審査基準	埋立権者に責めがなく、または多少の責めがあった場合でも、その責めと原状回復を行った場合に侵害される利益とを比較して侵害される利益が大きいと判断され、かつ埋立権者に原状回復命令を出すことが甚大な犠牲を強いることとなり、原状回復が社会通念上不可能と認めうる場合に限る。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>25日・弁</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10日・弁</td> <td>(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・弁</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日・弁</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)	協議機関	日・弁	()	処分機関	15日・弁	()
総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)											
経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)											
協議機関	日・弁	()											
処分機関	15日・弁	()											
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)												
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)												
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)												
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第36条
許認可等の種類	無免許の埋立地に対する原状回復義務の免除
法令の定め	第36条 第32条第1項 [竣功認可前の違法行為に対する匡正] 及前条の規定は埋立の免許を受けずして埋立工事を為したる者に関し之を準用す。
審査基準	無免許で埋立を行った者の責めと原状回復を行った場合に侵害される利益とを比較して侵害される利益が大きいと判断され、かつ当該行為者に原状回復命令を出すことが甚大な犠牲を強いることとなり、原状回復が社会通念上不可能と認めうる場合に限る。
標準処理期間	<p>総期間 25日・日 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 10日・日 (各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)</p> <p>協議機関 日・日 ()</p> <p>処分機関 15日・日 ()</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	公有水面埋立法施行令												
根拠条項	第 8 条												
許認可等の種類	免許告示後における損害賠償又は損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可												
法令の定め	第 8 条 公有水面埋立法第 4 条第 3 項 [水面に関し他に権利者がある場合の埋立の制限] の権利を有する者は同法第 11 条 [免許の告示] の規定に依る告示ありたる後為したる公有水面の利用に関する施設に付ては埋立に因りて生ずる損害の防止の施設又は其の損害の補償を請求することを得ず但し特別の事由ある場合に於て都道府県知事の許可を受けて為したる施設に付ては此の限に在らず。												
審査基準	設置する施設が埋立権者にとっても有益なものであり、かつ埋立権者に補償を請求することが公平の観点から見て妥当であると判断できること。												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>25日・弁</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>10日・弁</td> <td>(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・弁</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日・弁</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)	協議機関	日・弁	()	処分機関	15日・弁	()
総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)											
経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所－5日、 各建設管理部維持管理課－5日)											
協議機関	日・弁	()											
処分機関	15日・弁	()											
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)												
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)												
問い合わせ先	上記処分担当課、申請先及び各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)												
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html												

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法 令 名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
根 拠 条 項	第 1 0 条第 1 項		
許 認 可 等 の 種 類	特定開発行為の許可		
法令の定め	<p>第 1 0 条第 1 項 特別警戒区域内において、都市計画法第 4 条第 1 2 項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。）の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。</p>		
審 査 基 準	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 1 2 条及び同法施行令 7 条の基準に適合したものであること。</p>		
標準処理期間	総 期 間	4 0 日・弁	(注：休日は含まない。)
	経 由 機 関	1 0 日・弁	(各建設管理部出張所)
	協 議 機 関	日・弁	()
	処 分 機 関	3 0 日・弁	()
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課		(電話番号：)
申 請 先	各建設管理部出張所		(電話番号：)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
根拠条項	第17条第1項
許認可等の種類	特定開発行為の許可の申請事項の変更の許可
法令の定め	第17条第1項 第10条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物が第9条第1項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
審査基準	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第12条及び同法施行令7条の基準に適合したものであること。
標準処理期間	総期間 40日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 30日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法 令 名	砂防法施行条例		
根 拠 条 項	第 7 条		
許 認 可 等 の 種 類	許可事項の変更の承認		
法 令 の 定 め	第 7 条 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項（前条の規定により行為等の許可を受けたものとみなされた者にあつては、同条の規定による届出に係る事項）を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。		
審 査 基 準	<p>許可を変更しようとするときは、面積、期間、構造の変更に限られ、かつ、その内容が許可処分の際の審査基準に合致していること。</p> <p>なお、許可の目的や場所等の変更の場合は、申請の取り下げを行い、改めて条例第 3 条第 1 項あるいは第 4 条第 1 項の規定に基づく許可を受けなければならないこと。</p>		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 5 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経 由 機 関	5 日・丹	(各建設管理部出張所)
	協 議 機 関	2 0 日・丹	(市町村)
	処 分 機 関	1 0 日・丹	()
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申 請 先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	砂防法施行条例
根拠条項	第11条第1項
許認可等の種類	占用許可の権利譲渡の承認
法令の定め	第11条第1項 第4条第1項の規定による許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。
審査基準	必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。 ① 占用許可の権利譲渡は、条例第4条第1項の許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ② 譲受人は、事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲渡人の事業を遂行するための能力及び信用など、事業実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	砂防法施行条例
根拠条項	第12条第1項
許認可等の種類	原状回復義務の免除
法令の定め	第12条第1項 第4条第1項の規定による許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止した場合には、速やかに、当該工作物を除却し、砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると知事が認めた場合は、この限りでない。
審査基準	原状回復が治水上砂防のために不相当であると認められること。
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	砂防法施行条例		
根拠条項	第 1 4 条		
許認可等の種類	占用料の減免		
法令の定め	第 1 4 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者の当該許可に係る行為について特別の理由があると認めるときは、その占用料を減免することができる。		
審査基準	<p>「特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げるものであり、占用の許可を受けられた方からの申請により、減免することができる。</p> <p>1 農業経営上欠くことができないものであるとき。 農業者等が野生動物等の被害から農作物等を守るため工作物等を設置する場合であること。</p> <p>2 次に掲げる団体又は法人が、公用又は公共用に供する施設等を設置し占用する場合であること。</p> <p>① 鉄道事業者</p> <p>② 公益法人、営利を目的としない公共的団体</p> <p>3 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に規定する生活扶助を受けている等により減免をすることが適当と認められるときであること。</p> <p>4 その他土木現業所長が適当と認めるとき</p> <p>5 上記 3 及び 4 に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書面（市町村長の証明又は民生委員の証明等）を添付していただき、その事態を確認のうえ承認するものであること。</p>		
標準処理期間	総 期 間	2 0 日・弁	（注：休日は含まない。）
	経由機関	1 0 日・弁	（各建設管理部出張所）
	協議機関	日・弁	（ ）
	処分機関	1 0 日・弁	（ ）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 （電話番号： ）		
申請先	各建設管理部出張所 （電話番号： ）		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	砂防法施行条例		
根拠条項	第15条		
許認可等の種類	占用料の返還		
法令の定め	第15条 知事は、やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料の全部又は一部を返還することができる。		
審査基準	<p>「やむを得ないと認められる事由」とは、次に掲げるものであり、占用の許可を受けた方からの申請により、返還することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天災地変等の災害等の不可抗力により許可を受けた目的を達することができなくなったときであること。 2 占用料納入後に生活保護法に規定する生活扶助を受けたときであること。 3 公益上の事由で許可目的を果たすことができなかったときであること。 4 上記2に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書類（市町村長の証明書又は民生委員の証明等）を添付していただき、その実態を確認のうえ承認するものであること。 		
標準処理期間	総期間	20日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所)
	協議機関	日・弁	()
	処分機関	10日・弁	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則
根拠条項	第4条
許可等 の種類	許可事項の変更の承認
法令の定め	第4条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書に第2条第1項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
審査基準	変更しようとする内容が、当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。 なお、許可の目的や場所等の変更の場合は、申請の取り下げを行い、改めて法律第7条第1項に基づく許可を受けなければならないこと。
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則
根拠条項	第 5 条
許可等 の種類	許可事項の変更の承認
法令の定め	第 5 条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別記第 5 号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
審査基準	変更しようとする内容が、当該地すべり防止区域内の現状から判断して、地すべり防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものではないこと。
標準処理期間	総 期 間 2 5 日・弁 (注：休日は含まない。) 經由機関 5 日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 2 0 日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道海岸占用料等徴収条例
根拠条項	第3条
許認可等の種類	占用料等の減免
法令の定め	第3条 知事は、占用の許可又は土砂採取の許可を受けた者の当該許可に係る行為が漁業又は農業の経営上欠くことができないものであるときその他特別の理由があると認めるときは、その占用料等を減免することができる。
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審 査 基 準]

条例第3条に該当するときは、占有を受けられた方からの申請によりその料金を減免することができます。

この取り扱いは、次のとおりです。

- 1 「漁業又は農業の経営上欠くことのできないものであるとき」とは、次に掲げるものであること。
 - ① 漁業者等が漁獲陸揚場、船揚場、漁獲物干場等として使用するもののうち、占有許可した土地の占有をいいます。

なお、干場造成に使用する土石の採取についても同様に取り扱い差し支えないものであること。
 - ② 農業者等が農道、排水溝、穀物干場、牛馬の係留等として使用するもののうち、占有許可した土地の占有をいいます。
- 2 「その他特別の理由があると認めるときは」とは、次に掲げるものとする。こと。
 - ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく工事及びこれに関連する工事並びに国又は地方公共団体が行う海岸保全工事の用に供するための土石採取で、設計に採取料金が計上されていないとき。
 - ② 土地改良区又は農業協同組合等が補助事業である土地改良工事の客土の用に供するため自ら土石を採取するとき。
 - ③ 水防法（昭和24年法律第193号）の規定による水防管理団体、河川愛護組合等が水防の用に供するため土石を採取するとき。
 - ④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けていること等により減免することが適当と認められるとき。
 - ⑤ その他土木現業所長又は支庁長が適当と認めるとき。
- 3 上記2の④及び⑤に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書面（市町村長の証明又は民生委員の証明等）を添付していただき、その事態を確認のうえ承認するものであること。
- 4 次に掲げる団体又は法人が、公用又は公共用に供する施設等を設置して占有する場合は、全額免除するものであること。
 - ① 鉄道事業者
 - ② 公益法人又は営利を目的としない公共的団体

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	北海道海岸占用料等徴収条例		
根拠条項	第 4 条		
許可等の種類	占用料等の返還		
法令の定め	第 4 条 知事は、占用の許可又は土砂採取の許可を受けた者が法第 1 2 条第 2 項（法第 3 7 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けたときその他やむを得ないと認められる事由が生じたときは、当該命令を受けた日又は当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。		
審査基準	<p>「やむを得ないと認められる事由」とは、次に掲げるものであり、占用の許可を受けた方からの申請により、返還することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天災地変等の災害等の不可抗力により許可を受けた目的を達することができなくなったときであること。 2 料金納入後に生活保護法に規定する生活扶助を受けたときであること。 3 公益上の事由で許可目的を果たすことができなかつたときであること。 4 上記 2 に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書類（市町村長の証明書又は民生委員の証明等）を添付していただき、その実態を確認のうえ承認するものであること。 		
標準処理期間	総 期 間	2 0 日・弁	（注：休日は含まない。）
	経由機関	1 0 日・弁	（各建設管理部出張所）
	協議機関	日・弁	（ ）
	処分機関	1 0 日・弁	（ ）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）		
申請先	各建設管理部出張所（電話番号： ）		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法 令 名	北海道海域管理規則		
根 拠 条 項	第 5 条		
許 認 可 等 の 種 類	許可の内容の変更		
法 令 の 定 め	第 5 条 海域の使用等の許可を受けた者（土石の採取の許可を受けた者（以下「土石採取者」という。）を除く。）が、海域の使用等の許可の内容を変更しようとするときは、別記第 2 号様式による変更申請書に第 4 条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第 1 3 条に規定する場合は、この限りでない。		
審 査 基 準	許可の内容の変更は、軽微な変更に限られ、使用等の目的、場所、面積等主体的事項の変更は、規則第 1 4 条による使用等の廃止を行い、改めて許可を受けなければなりません。		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 5 日・弁	（注：休日は含まない。）
	経 由 機 関	5 日・弁	（各建設管理部出張所）
	協 議 機 関	2 0 日・弁	（市町村）
	処 分 機 関	1 0 日・弁	（ ）
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課		（電話番号： ）
申 請 先	各建設管理部出張所		（電話番号： ）
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法 令 名	北海道海域管理規則		
根 拠 条 項	第 7 条		
許 認 可 等 の 種 類	使用等の期間の更新		
法 令 の 定 め	第 7 条 海域の使用等の許可を受けた者（土石採取者を除く。）が当該許可に係る使用等の期間の満了後も引き続いて海域の使用等をしようとするときは、当該使用等の期間の満了の前日 60 日までに、別記第 3 様式による更新申請書を知事に提出しなければならない。		
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可の内容（使用等の目的、場所、面積等）に変更がないこと。 2 公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、公共用財産としての海域（ここでいう海域とは海底の土地をいう）の用途又は目的を妨げない限度において許可するものであること。 3 期間満了の前日 60 日までに更新の手続きをとらなかった場合においては、新たに使用等の許可申請をしていただくことになります。 		
標準処理期間	総 期 間	35 日・日	（注：休日は含まない。）
	経 由 機 関	5 日・日	（各建設管理部出張所）
	協 議 機 関	20 日・日	（市町村）
	処 分 機 関	10 日・日	（ ）
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 （電話番号： ）		
申 請 先	各建設管理部出張所 （電話番号： ）		
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	北海道海域管理規則		
根拠条項	第 16 条第 1 項		
許認可等の種類	原状回復義務の免除		
法令の定め	第 16 条第 1 項 海域の使用等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したとき又は当該許可に係る使用等を廃止したときは、直ちに、その使用等に係る海域を原状に回復し、又は土石の採取の跡地を整理し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、当該許可を受けた者の申請により、知事が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。		
審査基準	「知事が原状に回復することを要しないと認めたとき」とは、使用等により設置された施設又は工作物を使用等の廃止に伴い撤去することが、公共用財産としての効用を減ずるようなとき等をいいます。		
標準処理期間	総期間	25日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10日・弁	(各建設管理部出張所)
	協議機関	日・弁	()
	処分機関	15日・弁	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道海域使用料等徴収条例
根拠条項	第4条
許認可等の種類	使用料等の減免
法令の定め	第4条 知事は、使用又は収益の許可を受けた者の当該許可に係る行為が漁業の経営上欠くことができないものであるときその他特別の理由があると認めるときは、その使用料等を減免することができる。
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審 査 基 準]

条例第4条に該当するときは、許可を受けられた方からの申請によりその使用料等を減免することができます。

この取り扱いは、次のとおりです。

- 1 「漁業の経営上欠くことのできないものであるとき」とは、漁業者等が船揚場、漁業関連施設、その他これらに類する施設として使用するもののうち、使用許可をした海域の使用をいいます。
なお、干場造成に使用する土石の採取についても同様に取り扱い差し支えないものであること。
- 2 「その他特別の理由があると認めるときは」とは、次に掲げるものとする。こと。
 - ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく工事及びこれに関連する工事並びに国又は地方公共団体が行う海岸保全工事の用に供するための土石採取で、設計に採取料金が計上されていないとき。
 - ② 土地改良区又は農業協同組合等が補助事業である土地改良工事の客土の用に供するため自ら土石を採取するとき。
 - ③ 水防法（昭和24年法律第193号）の規定による水防管理団体、河川愛護組合等が水防の用に供するため土石を採取するとき。
 - ④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けていること等により減免することが適当と認められるとき。
 - ⑤ その他土木現業所長が適当と認めるとき。
- 3 上記2の④及び⑤に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書面（市町村長の証明又は民生委員の証明等）を添付していただき、その事態を確認のうえ承認するものであること。
- 4 次に掲げる団体又は法人が、公用又は公共用に供する施設等を設置して使用する場合は、全額免除するものであること。
 - ① 地方公共団体
 - ② 鉄道事業者
 - ③ 公益法人又は営利を目的としない公共的団体

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法 令 名	北海道海域使用料等徴収条例		
根 拠 条 項	第 5 条		
許 認 可 等 の 種 類	使用料等の返還		
法令の定め	<p>第 5 条 知事は、使用又は収益の許可を受けた者が法第 19 条において準用する法第 24 条第 1 項の規定により許可を取り消されたときその他やむを得ないと認められる事由が生じたときは、当該許可を取り消された日又は当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その使用料等の全部又は一部を返還することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>「やむを得ないと認められる事由」とは、次に掲げるものであり、使用等の許可を受けた方からの申請により、返還することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天災地変等の災害等の不可抗力により許可を受けた目的を達することができなくなったときであること。 2 料金納入後に生活保護法に規定する生活扶助を受けたときであること。 3 公益上の事由で許可目的を果たすことができなかつたときであること。 4 上記 2 に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書類（市町村長の証明書又は民生委員の証明等）を添付していただき、その実態を確認のうえ承認するものであること。 		
標準処理期間	総 期 間	20 日・弁	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10 日・弁	(各建設管理部出張所)
	協議機関	日・弁	()
	処分機関	10 日・弁	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申 請 先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備 考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例		
根拠条項	第4条		
許認可等の種類	工事の許可		
法令の定め	第4条 工事を施行しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 施行規則第1条 [許可申請書]		
審査基準	<p>沿岸水域の利用の適正を図るため公共の福祉に適合し、かつ近隣の海岸に与える影響がないものと判断できる工事について許可することができます。</p> <p>この条例において「工事」とは、次に掲げるもの（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許に係る工事及び港湾法第56条の3第1項の規定による届出に係る工事を除く。）をいいます。</p> <p>1 防波堤、防砂堤、導流堤（河川区域内のものを除く）その他の港湾の外郭施設に関する工事</p> <p>2 栈橋その他の係留施設に関する工事</p> <p>3 船架その他これらに類する工事</p> <p>補足説明別紙</p>		
標準処理期間	総期間	35日・弁	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5日・弁	（各建設管理部出張所）
	協議機関	20日・弁	（市町村）
	処分機関	10日・弁	（ ）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）		
申請先	各建設管理部出張所（電話番号： ）		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

(別 紙)

[審 査 基 準] (補足説明)

- 1 条例第1条の「沿岸水域」とは、領海法（昭和52年法律第30号）第1条に規定する領海内の海域をいうものであること。
- 2 「その他の港湾の外郭施設」とは、防潮堤、水門、こう門、護岸、堤防、離岸堤、潜堤、突堤及び胸壁をいうものであること。
- 3 「その他の係留施設」とは、岸壁、係船浮標、係船くい、浮棧橋、物揚場及び船揚場をいうものであること。
- 4 「その他これに類する」とは、船渠及び船台をいうものであること。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第7条
許認可等の種類	工事着手・竣功期限の伸長の許可
法令の定め	第7条 工事の許可を受けた者が、その着手又は竣功期限を伸長しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。 施行規則第3条 [工事の着手又は竣功期限の伸長の許可申請書]
審査基準	工事の着手又は竣功期限の伸長する理由が正当な事由で、また期間の設定が適正であり、かつ、その内容が許可の際の審査基準に合致していること。
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第8条
許可等の種類	許可の目的・工法の変更の許可
法令の定め	第8条 工事の許可を受けた者が、その目的を変更し、又は工法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。 施行規則第4条 [変更の許可申請書]
審査基準	変更する理由が具体的に確認でき、かつ、その内容が許可処分の際の審査基準に合致していること。
標準処理期間	総期間 35日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 20日・弁 (市町村) 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第11条
許可等の種類	原状回復義務の免除
法令の定め	第11条 工事を廃止若しくは中止したときは、直ちに原状に回復して知事に届け出なければならない。ただし、原状回復については、知事の承認を受けたときは、この限りではない。
審査基準	当該工事の廃止及び中止が、公共用財産としての効用を減ずるような場合等。
標準処理期間	総期間 25日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 15日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第15条第1項
許認可等の種類	工事施行の権利譲渡の許可
法令の定め	第15条第1項 工事の許可を受けた者の工事を施行する権利は、知事の許可を受けなければ他人に譲渡することができない。 施行規則第7条 [権利譲渡の許可申請書]
審査基準	必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に許可することができる。 ① 条例第4条第1項の許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ② 譲受人は、事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲渡人の事業を遂行するための能力及び信用など、事業実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第18条
許可等の種類	手数料の減免
法令の定め	第18条 左の各号の一に該当するときは、知事は、手数料を減免することができる。 1 公共の用に供するとき。 2 許可の事項が軽易であるとき。 3 その他特別の事由があると認めるとき。
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間 20日・弁 (注：休日は含まない。) 経由機関 10日・弁 (各建設管理部出張所) 協議機関 日・弁 () 処分機関 10日・弁 ()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別 紙)

[審 査 基 準]

- 1 「公共の用に供する」とは、国又は地方公共団体等の公的機関が公益的目的のために供するものをいうものであること。
- 2 「許可の事項が軽易である」とは、維持工事などで北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則第1条但し書きに該当して、縦断面図、横断面図及び構造図を省略することができる工事をいうものであること。
- 3 「その他特別の事由があると認めた」とは、次の掲げるものをいうものであること。
 - ① 凶作、凶漁等の天災地変等の災害が原因で特に著しく経営状況が悪化したことにより減免することが適当と認められるとき。
 - ② 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けていること等により減免することが適当と認められるとき。
 - ③ その他知事が適当と認めるとき。
- 4 「条例第18条各号の一つに該当するとき」とは、工事の許可申請と同時にその事実を証明するに足る書 面を添付した手数料の免除申請をするものであること。

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	海岸法		
根拠条項	第 23 条の 3 第 1 項		
許可等の種類	海岸協力団体の指定		
法令の定め	<p>第 23 条の 3 第 1 項</p> <p>海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にこなうことができると認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができる。</p>		
審査基準	別紙		
標準処理期間	総期間	90日・日	(注：休日は含まない。)
	経由機関	10日・日	(各建設管理部出張所)
	協議機関	日・日	()
	処分機関	80日・日	()
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)		
申請先	各建設管理部出張所 (電話番号：)		
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		

審査基準

1 海岸管理者は、法第23条の3第1項の規定に基づき、申請資格の確認及び活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行い、申請をした法人等が法第23条の4に規定する業務を適正かつ確実にこなうことができると認められた場合には、海岸協力団体として指定することができる。

2 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行なうことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等という。」）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準るものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行なわれていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を言う。）又はそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行なっていると認められないこと。
- 十 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行なわないことを誓約できること。

3 活動実績報告書の審査方法

提出された活動実績報告書の内容を確認し、1のⅠの①から⑤までのいずれか、1のⅡ、2の①から④までのいずれか及び3について、いずれにも該当する場合のみ審査基準を満たすものとする。

項目	確認内容	
1 継続性	直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること	
	Ⅰ	①植栽、海岸の清掃等、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持
	活	②不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
	動	③希少動植物の調査等、海岸保全区域の管理に関する調査研究
	実	④海岸の利用安全講習、環境教育等、海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
	績	⑤調査研究等を行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動
Ⅱ	直近おおむね5年間にわたり、毎年活動の実績（ただし、不定期で開催頻度の少ないイベントは除く。）がある。	
2 公共性	1の活動が、海岸管理者等（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海	

	岸の区域以外の区域で行われた場合にあつては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。以下同じ。) から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動その他の海岸管理者との協力活動が認められる活動であること。
	①当該実績が、海岸管理者等が行う活動との共催又は後援となっているなど、公式の協力関係が複数ある。
	②当該実績に海岸管理者と共同で実施した企画あるいは活動が複数回ある。
	③当該実績に関して、海岸管理者等から協力に関する表彰実績がある。
	④上記①②③に準じた北海道知事が認める活動実績がある。
3 活動姿勢	直近おおむね5年間において、海岸管理者又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
	当該法人等が海岸管理（港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複する区域にあつては、港湾管理又は漁港管理を含む。）や他の民間団体等の海岸管理に資する活動に対して、支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていることが確認できた場合には、審査基準を満たさない。

「海岸管理者等」：海岸管理者又は法第6条第2項等の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長

4 活動実績計画書の審査方法

提出された活動実績計画書の内容を確認のうえ、1から3までのいずれにも該当する場合のみ審査基準を満たすものとする。

項目	確認内容
1 継続性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
	①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。
	②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。
2 貢献度	海岸管理に対する貢献が認められること
	①期待している具体的な活動内容及び活動区域を理解し、それを踏まえた活動方針、活動メニューがある。あるいは、期待している活動以外であっても著しく貢献度が高い活動方針、メニューがある。
	②活動実施に当たって、海岸管理者への協力姿勢があり、円滑な実施が見込まれる。

<p>3 協調性</p>	<p>活動にあたって地域（海岸管理者又は法第6条第2項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣の権限の委任を受けた地方整備局長、住民、市町村、他の民間団体等。以下同じ。）との協調性が認められること</p> <table border="1" data-bbox="408 409 1380 669"> <tr> <td data-bbox="408 409 1380 539"> <p>①活動実施にあたって、地域への配慮等があり、円滑な実施が見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 539 1380 669"> <p>②地域と連携した活動実施計画である。</p> </td> </tr> </table>	<p>①活動実施にあたって、地域への配慮等があり、円滑な実施が見込まれる。</p>	<p>②地域と連携した活動実施計画である。</p>
<p>①活動実施にあたって、地域への配慮等があり、円滑な実施が見込まれる。</p>			
<p>②地域と連携した活動実施計画である。</p>			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月14日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則
根拠条項	第2条第2項
許認可等の種類	承認を受けた工事に関する設計及び実施計画の変更
法令の定め	第2条第2項 法第11条第1項の規定による知事の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、当該承認に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
審査基準	承認された地すべり防止工事の設計及び実施計画について、その変更しようとする内容が、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第12条に規定する構造等の基準に合致するものであること。
標準処理期間	総期間 25日・弁（注：休日は含まない。） 経由機関 5日・弁（各建設管理部出張所） 協議機関 日・弁（） 処分機関 20日・弁（）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：）
申請先	各建設管理部出張所（電話番号：）
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先（電話番号：）
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 14 日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則		
根拠条項	第 4 条第 2 項		
許認可等の種類	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の行為許可に係る更新		
法令の定め	<p>第 4 条第 2 項</p> <p>法第 18 条第 1 項又は法第 42 条第 1 項の規定による知事の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可の期間満了後引き続き当該行為の許可を受けようとするときは、第 3 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下第 6 条において同じ。）の規定にかかわらず、当該許可の期間満了の日の 1 月前までに別記第 4 号様式の申請書を知事に提出しなければならない。</p>		
審査基準	更新しようとする行為内容が、当該地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の現状から判断して、地すべり防止又はぼた山崩壊防止を著しく阻害し、もしくは地すべり又はぼた山崩壊を著しく助長するものではないこと。		
標準処理期間	総 期 間	2 5 日・弁	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5 日・弁	（各建設管理部出張所）
	協議機関	日・弁	（ ）
	処分機関	2 0 日・弁	（ ）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課		（電話番号： ）
申請先	各建設管理部出張所		（電話番号： ）
問い合わせ先	上記処分担当課及び申請先		（電話番号： ）
備考	公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/shinseishinsakizyun.html		